

運営委員会規則

(目的)

第 1 条 この規則は、業務執行に関する基本規程（以下「基本規程」という。）第 8 条に定める運営委員会の運営に関する事項を定める。

(開催)

第 2 条 運営委員会は、原則として、毎月定例に開催し、開催毎に、次回の開催日を定める。

(議長、及び出席者ならびに事務局)

第 3 条 運営委員会の議長は専務理事とする。また、出席者は、基本規程第 8 条第 1 項の定めにより会長、副会長、専務理事、事務局長、各専門部長および特別委員会委員長とする。なお、専門部長とは、部長、局長、委員長または隊長をいう。

2. 各専門部長および特別委員会委員長に事故ある場合は、所属の副部長・副委員長または副隊長、副局長（以下「副部長」という。）が代理出席するものとする。副部長も出席できない場合は、原則として所属の専門委員を代理出席させなければならない。
3. 委任による出席は認めない。
4. 運営委員会の事務局は、事務局長とする。
5. 各専門部長は必要であれば所属の役員を出席させることができる。出席に関しては予め議長の了解を得ておくこと。

(議案の提出)

第 4 条 報告ならびに議案の提出は、開催日の前日までに、あらかじめ定められた方法により、事務局に提出しなければならない。

(報告)

第 5 条 報告は原則として文書によって行う。文書とはメール本文を含む。

2. やむを得ず文書による報告ができなかった場合は、口頭による報告を認める。
3. 報告内容は、各専門部会でのイベント結果と予定、委員の委嘱や解嘱、事故、ヒヤリハット、前回運営委員会で報告できなかった内容などを簡潔にまとめたものとする。

(議事録)

第 6 条 議長は、事務局に議事録を作成させ、記載内容が正確であることを確認して関係

者に周知しなければならない。

2. 事務局は、議事録を保管し、関係者の申し出がある場合は閲覧に供しなければならない。
3. 議事録の保管期間は、3年間とする。

(審議事項の結審)

- 第 7 条 運営委員会で提出された要審議議案は、理事会申し送り以外の議案に関して原則として運営委員会で決する。
2. 運営委員会で提出された審議事項が運営委員会で決しない場合は、三役または関係者で審議し、その結果を次回運営委員会へ報告し了承を得ること。
 3. 賛成または反対が必要な審議議案において反対意見が出された場合、運営委員会出席者による過半数の挙手により審議議案を決する。

(改正)

第 8 条 この規則の改正は、運営委員会の議を経て、専務理事が決する。

付則 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

改訂 令和元年8月

専門部長に関する説明を記載。

所属の役員出席に関する要件を追加。

報告、審議事項の結審を追加